

令和6年度奥州市歳末たすけあい運動 地域福祉活動助成要領

1 助成方針

対象期間内に実施する地域交流やつながりづくりに向けた活動、地域のたすけあいによる生活支援の仕組みづくりに向けた活動へ助成します。

2 実施対象期間 令和6年11月から令和7年1月まで

3 助成対象団体

(1) 活動対象

運動趣旨に沿った活動を実施する団体を対象とします。振興会、町内会(自治会)、行政区、地域セーフティネット会議、ボランティア・市民活動団体、NPO法人・社会福祉法人などが該当します。

(2) 申請できる件数

1団体または1行政区につき助成項目①②③のうち1項目のみを申請することができます。

(3) 申請者名

「行政区内活動」は、行政区長、地域セーフティネット会議、町内会・自治会等（行政区内1か所まで）の名称で申請ください（※1）。行政区より小さい単位の自治会や班での申請はできません。

4 助成内容・助成額

助成項目	対象活動の例	助成額（予定）
① 地域交流・つながりづくり 高齢者や障がい者、児童等と地域住民が参加する活動や、世代間交流等のつながりづくりのための活動 (※2)	<ul style="list-style-type: none">・地域での世代間交流、年末年始の活動・孤立防止のための友愛訪問・世代間交流活動（クリスマス会、小正月行事など）・子どもへの冬休みの学習支援、居場所づくり・子ども食堂の運営	行政区内活動 20,000円以内 地区内活動 30,000円以内 地域内活動 40,000円以内
② 地域のたすけあいによる生活支援 除雪や買い物困難者、生活困難者やひとり親世帯等、生活課題を抱える住民のための活動	<ul style="list-style-type: none">・除雪や年末年始の買い物等の支援活動・生活課題や生活支援サービス等に関する住民の学習会	市域の活動 50,000円以内
③ その他の活動 歳末たすけあい運動の趣旨に見合う上記①②以外の活動	<ul style="list-style-type: none">・オンラインを活用した交流・電話やSNSでの安否確認・福祉マップ作成 等	※募金実績により助成額を変更する場合があります。

(※1) 1行政区内で複数の行事や活動がある場合（複数のふれあい・いきいきサロンでの地域交流等）は、まとめて、行政区名等での申請（2万円×1項目）とします。

(※2) 入所施設等が事業を実施する場合は、地域住民との交流や連携を加味してください。

5 申請方法

別紙助成申請書に記入のうえ、令和6年11月11日までに奥州市社会福祉協議会各支所へ提出ください。

6 助成の審査・決定

各地域福祉推進協議会において、運動趣旨、助成方針に照らし合わせ審査し、奥州市社会福祉協議会理事会において決定します。令和6年12月10日以降に助成の内示をし、募金実績の確定する令和6年12月下旬に助成金交付を通知します。

7 事業実績報告書の提出

助成交付を受けた団体には12月末の決定通知にあわせて「事業実績報告書」を送付しますので、令和7年2月5日までに本会各支所あて提出願います。なお、報告書提出の際は、事業で使用した資料やチラシ、写真等の添付が必要となりますのでご注意ください。

8 申込み・問合せ

事務局：社会福祉法人奥州市社会福祉協議会地域福祉課

水沢支所	水沢南町5番12号	電話 25-6188・25-6025	Fax 25-6690
江刺支所	江刺岩谷堂字下惣田290番地1	電話 35-8081	Fax 35-3741
前沢支所	前沢字立石180番地1	電話 56-2148	Fax 56-2298
胆沢支所	胆沢南都田字石行30番地1	電話 46-3111	Fax 46-4110
衣川支所	衣川古戸53番地1	電話 52-3144	Fax 52-3162

9 その他

助成決定後にやむを得ず中止、または内容が変更となる場合は、事前に事務局へご相談ください。